

関心を高めるため、国、地方公共団体および民間の交通安全団体が密接な連携のもとに、家庭、職場、学校等それぞれの場に応じて効果的な手段を活用し、日常生活に密着した内容の広報を時宜に即して行なう。

とくに、こどもと老人の保護の見地から家庭向け広報を充実強化するため、地方公共団体、町内会等の住民組織、家庭を通じた広報ルートの確立に努める。また、国および地方公共団体は、民間の交通安全団体の広報活動を援助するため、交通の安全に関する広報資料の提供を積極的に行なう。

(3) 交通の安全に関する民間団体の育成指導

交通の安全に関する国民一般の関心を高めるためには、民間の自主的な活動にまつところが大きいので、交通の安全を目的とする団体その他交通に關係のある業務を行なう団体については、その組織化についての指導、交通の安全に関する諸行事に対する援助、交通安全活動の促進に必要な資料の提供、これらの団体の連絡体制の強化等を通じ、その自主的な活動を一層促進させるよう努める。

なお、その他の民間団体についても、国民各層に交通安全意識を浸透させるため、それぞれの立場に応じて、交通安全運動等に協力するよう積極的な働きかけを行なう。

3 道路運送車両の安全な運転の確保

(1) 運転者教育の充実

ア 運転者教育の内容の整備

運転者教育の内容を整備し、正しい交通方法を運転者等に理解させるため、交通に関する規則、この規則を遵守するため参考とすべき基準、交通に関する規則以外の事項で遵守することが望ましいものおよび自動車の構造等安全な運転に必要な知識

を内容とする教則を作成する。

イ 指定自動車教習所の教習の充実

指定自動車教習所における教習水準を高めるため、指導員および技能検定員に対する教養の強化を図るとともに、視聴覚器材の整備充実および模擬運転装置による教習、運転適性検査結果による個別指導等科学的な教習を実施するよう指導する。

ウ 運転者に対する再教育の充実

全国的に統一された高水準の運転者再教育を推進するため、運転免許の停止処分を受けた者および運転免許証の更新を受けようとする者に対する教育を重点とし、これらの教育を実施する安全運転学校等について、施設の整備、要員の充実、科学的な教育技法および教育用資器材の導入、教育内容の高度化等を図る。

とくに、事業用自動車の運転者については、上記の運転者再教育のほか、主要都市に配置されている自動車運行管理指導センターにおいて模擬運転装置等の利用による運転適性検査、矯正指導、高速運転の予備訓練等により再教育の充実を図る。

このほか、大都市のタクシー運転者については、タクシー近代化センターで行なう安全運転教育の充実に努める。

エ 交通事犯受刑者等に対する矯正教育の充実

交通事犯禁錮受刑者の集禁施設における自動車運転に関する矯正教育については、専門職員の導入、施設の整備等によりその充実に努める。また、交通事犯懲役受刑者に対する矯正教育の方法および交通事犯にかかる少年に対する科学的交通鑑別方式について研究開発を進める。

(2) 運転免許制度の合理化

運転者としてふさわしい者のみに運転免許を与え、これを安全な運転者として管理するとともに危険性のある運転者を的確に排除するため、当面学科試験の合理化等を行なうこととし、他方運転免許制度についての研究開発を促進し、その結果に基づいて逐次運転免許制度の改善を図る。

(3) 運転管理の改善

安全運転管理者制度のより効果的な運用を図るため、安全運転管理者の処理すべき事項の範囲を明確にし、その業務の処理に必要な権限を与えるとともに、安全運転管理者の研修制度を設ける。

また、自動車運送事業等の運行管理者に対する教習および研修の一層の充実を図るため、教習等の実施にあたる自動車運行管理指導センター等について、視聴覚教材の導入等によりその整備を進める

(4) 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働条件は、たとえば深夜労働を含む変形労働時間制や水揚高等に応じて支給される歩合給制等にみられるように、一般労働者と異なる形態が多く、労務管理が適正を欠く場合には運転者の過労をもたらし、これが交通事故を誘発する一要因となっている。

このような実情にかんがみ、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るとともに、労働時間管理のための乗務員手帳制度の定着化を促進するため、事業所に対する監督指導をさらに強化する。

また、運転時間、隔日勤務体制の実態等について調査検討を行ない、自動車運転者の労働条件の適正化に資することとする。

(5) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供するため、パトロールの強化、道路モニター制の活用、車両検知器等情報収集に必要な施設等の整備等を行なうことにより、道路交通情報の収集活動を強化するとともに、道路交通情報板等情報提供に必要な施設の整備、広報媒体の活用、情報提供機関の拡充強化等を図ることにより、道路交通情報の提供に関する体制を整備する。

1 気象情報の充実

気象状況、とくに道路交通の安全に関連の深い局地気象の状況についてその的確な把握と予報精度の向上を図るため、雨量観測網、気象レーダー情報伝送網、地上観測装置の整備等監視体制の強化および予報解析中枢の整備等予報体制の充実に努めるとともに、気象情報を迅速に提供しうるよう、予警報一斉伝達装置の整備等通報業務の強化を図る。また、気象情報の利用方法について、講習会等により周知を図る。

4 道路運送車両の安全性の確保

(1) 道路運送車両の構造、装置に関する保安上の技術的基準の改善

ア 道路運送車両の保安基準の改善

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、交通環境および車両の使用形態の変化、車両性能の向上等に対応するよう不断に検討を加え、交通事故原因の分析解明、自動車の安全性に関する科学的研究等の成果を保安基準に反映させることとし、衝突事故の防止、歩行者の安全、衝突時の被害の軽減等に重点をおいて規制の強化を図る。

さらに、国際的協力により推進する実験安全車開発計画に基